

和解について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 11 日

安芸高田市長 藤本 悦志

和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり和解をすることについて、議会の議決を求める。

1 相手方

原告 県内在住者

2 事件の概要

令和 5 年 4 月 19 日、市民課窓口において、原告が改正原戸籍の交付請求を行った。その際の市職員の行為について、市に職務上の注意義務違反及び行政指導違反があるとして、書類交付費用等の損害賠償及び訴訟費用を求める訴えが提起された。

3 和解条項

- (1) 被告は、今後とも、弁護士による戸籍法 10 条の 2 第 3 項、第 4 項 1 号又は第 5 項に基づく請求に対し、同法 10 条の 4 所定の求説明又はその他のいわゆる窓口教示に当たり、当該請求の内容及び目的に応じた適切な事務処理に努めるものとする。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。

- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。